

2015年(平成27年)

8月21日

金曜日



朝日新聞東京本社

本日の編集長=沢村瓦

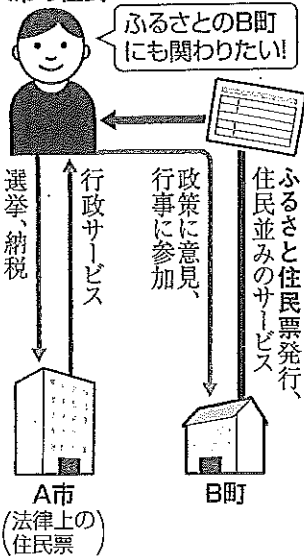
〒104-8011東京都中央区築地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

「ふるさと住民票」を提案

ふるさとから離れた人にも住民票を認め、まちづくりに参加したり、行政のサービスを受けたり。そんな「ふるさと住民票」の制度を、政策シンクタンクや自治体が提案した。地方の活性化につなげようという狙いだ。 3面

ふるさと住民票のイメージ

A市の住民



住民以外も「ふるさと住民票」

離郷・災害で避難… 8市町村など構想

対象は、故郷を進学や就職で離れた▽「ふるさと納税」をした▽災害や原発事故で他の自治体に避難した―などの人たち。申請を受けて自治体はふるさと住民票を発行。広報を送り、施設を住民料金で利用してもらうほか、政策への意見や伝統行事への参加などを想定している。住民票が課税や選挙の根拠になっている今の法制度を変えるのは難しいため、まずは自治体レベルで取り組みを広めたいという。(根岸拓朗)

居住地とは別の自治体との結びつきを希望者に認める「ふるさと住民票」制度の構想を、政策シンクタンク「構想日本」と北海道ニセコ町や福島県飯舘村、群馬県太田市など8市町村が20日に発表した。法律上の住民票とは別にふるさと住民票を自治体がつくり、実際には住んでいない人にもまちづくりに参加してもらい、行政サービスが受けられるようにすることで、地方の活力を高める狙いがある。

居住地とは別の自治体との結びつきを希望者に認める「ふるさと住民票」